

(予定) 令和7年度医療従事者宿舎施設整備事業費補助金について

事業期間	※要望があった都度、対応
目的	医療従事者の離職防止対策の一環として、医療従事者宿舎の個室整備を行うことにより、医療従事者の定着促進を図る。
補助対象者	県内の病院及び診療所（自治体立及び公的団体立を除く。）
事業内容	医療従事者宿舎の個室整備を行うための施設整備事業
補助条件	以下のすべての条件を満たすこと。 ①業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等、業務の改善に積極的に取り組んでいること。 ②院内研修等独自に離職防止対策を実施していること。 ③医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（H26年厚生労働省告示第376号）に基づく「医療勤務環境改善計画」を作成済み、作成中又は作成を予定していること。
基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 ①基準面積：医療従事者1人当たり33㎡ ②1㎡あたり単価表 ・鉄筋コンクリート 178,500円 ・ブロック 156,000円 ・木造 178,500円
補助率	1/3以内
対象経費	病院・診療所の医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。）
留意点	(1)この補助金は、地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）の対象となっていることから、基金の国内示次第では、補助事業自体が廃止又は内容変更となる可能性があります。 (2)内示があるまで着工は不可です。なお、内示時期は変動する可能性があります。 (3)補助事業の着手（工事着工又は備品購入）は、原則、交付決定後となります。